

事務連絡
令和5年5月29日

各 都道府県 保育主管部（局）
市町村

こども家庭庁成育局保育政策課

就労証明書の標準的な様式について（周知）

平素より子ども・子育て支援施策の推進にご尽力いただきありがとうございます。

就労証明書の標準的な様式の原則使用等については、「就労証明書の標準的な様式の原則使用等について（通知）」（令和4年12月27日府子本第1101号・子保発1227第1号内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）、厚生労働省子ども家庭局保育課長連名通知。以下「令和4年通知」という。）において方針をお示ししていたところです。

今般、令和4年通知の「2. 標準的な様式の統一化」でお示ししていた就労証明書の標準的な様式について別添のとおりお示いたします。

本年秋ごろにはマイナポータルによる就労証明書の標準的な様式のオンライン提出が可能になるよう取組を進めていきますので、令和6年4月入所分（令和5年10月頃）より、原則としてこの標準的な様式を使用いただくようお願いいたします。

また、標準的な様式については、多数の市区町村の様式に記入することとなる企業等事業者の負担が大きいため、令和3年7月にお示した「就労証明書（簡易版）」を基本とした単一の標準的な様式に改定を行ったものですが、以下2点の修正を行っておりますので、お知らせいたします。

（1）一部項目等の削除等について

企業等事業者による証明が困難と考えられる項目や、本人の申請により確認可能と考えられる項目を削除するとともに、令和3年7月にお示した「就労証明書（詳細版）」（以下「詳細版」という。）のみに設けられていた項目を一部追加する等の修正を

行っています。詳細は別紙のとおりです。

(2) 追加的記載項目について

新しい標準的な様式においては、詳細版のみに係る記載項目について、企業等事業者に記載していただく必要性を改めて各市区町村において検討し、必要不可欠な項目に限定した上で、追加的記載項目とすることも可能としています。(追加的記載項目を設ける場合は、記載要領でお示ししたとおり、追加的記載項目欄に記載を求めることが可能です。)

また、この追加的記載項目については、定期的に各市区町村における設定状況を子ども家庭庁において把握・公表し、待機児童の状況等も踏まえつつ、各市区町村における利用調整事務等における必要性に応じて設定項目を限定するよう、継続的に各市区町村に促していく予定です。

さらに、今後、令和6年4月入所分(令和5年10月頃)に間に合うよう、標準的な様式の原則使用についての法令上の措置を行うこととしていますので、ご承知おき下さい。

なお、上記の法令上の措置や、令和4年通知の「3. オンラインで提出できる環境の整備」でお示ししている法令上の措置の内容については、検討の上、今後改めてご連絡いたします。

以上

【問い合わせ先】

子ども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係

「就労証明書（簡易版）」からの主な修正事項について

項目名	修正の考え方
民生委員・児童委員証明	企業等事業者による証明が困難と考えられるため削除。
本人住所	本人の申請により確認可能と考えられる項目のため削除。
通勤手段	本人の申請により確認可能と考えられる項目のため削除。
雇用の形態	「就労証明書（詳細版）」にあわせ、選択肢に「役員」を追加。
産後・育休以外の休業の取得	「就労証明書（詳細版）」にあわせ、項目を追加。
保育士資格等	「保育士等としての勤務実態」欄で、保育士、幼稚園教諭、保育教諭としての勤務実態は把握できるため削除。
保育士等としての勤務実態の有無	「就労証明書（詳細版）」にあわせ、選択肢に「 <input type="checkbox"/> 有（予定）」を追加。
保護者記載欄	本人の申請により確認可能と考えられる項目のため削除。